

第49号議案

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 中間市国民健康保険税条例（昭和45年中間市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「均等割額」の次に「及び世帯別平等割額」を加える。

第4条第1項中「による」を「により」に改める。

第7条中「100分の2.3」を「100分の3.0」に改める。

第7条の2中「6,000円」を「8,400円」に改める。

第7条の3第1号中「4,000円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「4,500円」に改める。

第8条中「100分の1.09」を「100分の1.50」に改める。

第9条中「一人」を「1人」に、「8,000円」を「5,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

第9条の2 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,000円とする。

第12条第1項ただし書中「12月」の次に「の納期」を、「については、」の次に「10日から」を加える。

第13条第3項中「次項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第5項中「以下」を削る。

第20条第2項中「よって」を「より」に改める。

第23条第1項中「の各号の一」を削り、同項第1号イ中「当該各号」を「次」に改め、同号ウ中「4,200円」を「5,880円」に改め、同号エ中「当該各号」を「次」に改め、同号エ（ア）中「2,800円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「1,400円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「2,100円」を「3,150円」に改め、同号オ中「5,600円」を「3,500円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,100円

第23条第1項第2号イ中「当該各号」を「次」に改め、同号ウ中「3,000円」を「4,200円」に改め、同号エ中「当該各号」を「次」に改め、同号エ（ア）中「2,000円」を「3,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,000円」を「1,500円」に改め、同号エ（ウ）中「1,500円」を「2,250円」に改め、同号オ中「4,000円」を「2,500円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,500円

第23条第1項第3号イ中「当該各号」を「次」に改め、同号ウ中「1,200円」を「1,680円」に改め、同号エ中「当該各号」を「次」に改め、同号エ（ア）中「800円」を「1,200円」に改め、同号エ（イ）中「400円」を「600円」に改め、同号エ（ウ）中「600円」を「900円」に改め、同号オ中「1,600円」を「1,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 600円

第23条の2中「第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法」の次に「（昭和40年法

律第33号)」を加える。

第24条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」を「雇用保険受給資格者証」に改める。

第26条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号イ（ア）中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加え、同号イ（イ）中「船員保険法」の次に「（昭和14年法律第73号）」を加え、同号イ（ウ）中「国家公務員共済組合法」の次に「（昭和33年法律第128号）」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「（昭和37年法律第152号）」を加え、同条第2項中「本項」を「この項」に改め、同項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第4項中「より」を「よる」に改める。

第27条中「中間市市税条例」の次に「（昭和45年中間市条例第33号）」を加える。

第28条中「規則」を「、規則」に改める。

附則第13項中「昭和」を「（昭和）」に改め、附則に次の1項を加える。

（保険税減免の特例）

16 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第2号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

第2条 中間市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第12項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の中間市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(第1条関係)

中間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合には、基礎課税額は、14万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定により控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.5を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合には、基礎課税額は、14万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.5を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円
- (2) 特定世帯 3,000円
- (3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
- (2) 特定世帯 2,000円
- (3) 特定継続世帯 3,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.50を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について5,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,000円とする。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、毎年6月から翌年3月までの10期とし、それぞれ各月の1日から末日までとする。ただし、12月の納期については、10日から25日までとする。

2 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 (略)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.09を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者一人について8,000円とする。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、毎年6月から翌年3月までの10期とし、それぞれ各月の1日から末日までとする。ただし、12月については、25日までとする。

2 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の賦課期日後に第2条第2項の世帯主（以下この項及び次項において、「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下この項及び次項において「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 (略)

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。

6～8 (略)

(普通徴収税額への繰入)

2 (略)

3 第1項の賦課期日後に第2条第2項の世帯主（以下次項までにおいて、「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 (略)

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から月割をもって当該納税義務者に課する。

6～8 (略)

(普通徴収税額への繰入)

第20条 (略)

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定により当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

第20条 (略)

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,100円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円

(イ) 特定世帯 1,400円

(ウ) 特定継続世帯 2,100円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,600円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,000円

(イ) 特定世帯 1,000円

(ウ) 特定継続世帯 1,500円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45

万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア （略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）～（ウ） （略）

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,680円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

（イ） 特定世帯 600円

（ウ） 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 600円

万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア （略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

（ア）～（ウ） （略）

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

（イ） 特定世帯 400円

（ウ） 特定継続世帯 600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,600円

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険

受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

（税の減免）

第26条 市長は、国民健康保険税の納税者のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて特に必要があると認めるときは、当該納税者の申請によって国民健康保険税を減免することができる。

（1）（略）

（2） 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア （略）

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア） 健康保険法 （大正11年法律第70号） の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ） 船員保険法 （昭和14年法律第73号） の規定による被保

受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

（税の減免）

第26条 市長は、国民健康保険税の納税者のうち、次の各号の一に該当するものについて特に必要があると認めるときは、当該納税者の申請によって国民健康保険税を減免することができる。

（1）（略）

（2） 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア （略）

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア） 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ） 船員保険法の規定による被保険者

険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ)・(オ) (略)

(3)・(4) (略)

2 前項各号に掲げるものを除くほか、国民健康保険の被保険者(世帯主を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において特に必要があると認めるときは、当該被保険者の世帯主に対して課する国民健康保険税を軽減することができる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 第2項の規定による国民健康保険税の軽減額は、当該世帯主に課する第3条の額のうち同項各号に該当することとなった被保険者につき算定した額に、当該被保険者が国民健康保険の被保険者の資格を喪失した月以後の月数を乗じて得た額を12で除して得た額の範囲内とする。

(補則)

第27条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収について

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ)・(オ) (略)

(3)・(4) (略)

2 前項各号に掲げるものを除くほか、国民健康保険の被保険者(世帯主を除く。以下本項において同じ。)が次の各号の一に該当することとなった場合において特に必要があると認めるときは、当該被保険者の世帯主に対して課する国民健康保険税を軽減することができる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 第2項の規定により国民健康保険税の軽減額は、当該世帯主に課する第3条の額のうち同項各号に該当することとなった被保険者につき算定した額に、当該被保険者が国民健康保険の被保険者の資格を喪失した月以後の月数を乗じて得た額を12で除して得た額の範囲内とする。

(補則)

第27条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収について

は、中間市市税条例（昭和45年中間市条例第33号）の定めるところによる。

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～12 （略）

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第

は、中間市市税条例の定めるところによる。

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1～12 （略）

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（
と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林
所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す
る条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とある
のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の
2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

14・15 （略）

（保険税減免の特例）

16 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第2号による国民健康
保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属す
る月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該
当する者」とする。

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（
と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林
所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す
る条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とある
のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の
2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

14・15 （略）

(第2条関係)

中間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 357 365 387">附 則</p> <p data-bbox="192 421 376 451">1～11 (略)</p> <p data-bbox="232 485 490 515">(保険税減免の特例)</p> <p data-bbox="185 549 1104 710"><u>12</u> 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第2号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p data-bbox="1214 357 1308 387">附 則</p> <p data-bbox="1137 421 1321 451">1～15 (略)</p> <p data-bbox="1178 485 1435 515">(保険税減免の特例)</p> <p data-bbox="1126 549 2045 710"><u>16</u> 当分の間、平成22年度以降の第26条第1項第2号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>